



特記事項の効果的な伝え方のルール

今回は、認定調査票の特記事項について、審査会委員に特に伝えたい箇所を効果的に伝える方法をお伝えしたいと思います。

この内容は、昨年大阪府から今後工夫して取り組む項目として指導されたものです。

判断に迷った項目、不適切な介助、頻度で選択というような箇所は、審査会委員に特に伝えたい、審査判定の判断に影響があるポイントとなります。1回の審査会で30件前後の特記事項を読む審査会委員に、そのポイントを効果的に伝え、介護度に反映するための簡単なルールを作成しました。これからはこのルール通りに記入していただきますようご協力よろしく願いいたします。また、このルールについては、審査会委員にもお伝えしております。

ルール1 判断に迷った選択肢

特記事項には、状況とどの選択肢で迷ったのか、最終的に選択した理由を明記したうえで、特記事項の番号左側に黒丸●を記入してください。

(例) ● (2-8) 構音障害があり、言葉が出にくい場面がある。疲れると聞き取りづらい場面が増え、主介護の夫以外の人は理解できないことがある。伝達できると判断に迷ったが、限定した人にしか伝達できない場面があるため、「ときどき伝達できる」を選択する。

ルール2 不適切な介助で選んだ選択肢

特記事項には、現在の介助の方法、不適切だと考えた理由、正しい介助の方法を明記したうえで、特記事項の番号左側に白丸○を記入してください。

(例) ○ (1-10) 2日に1回自宅で入浴している。届く範囲は自分で洗っているが、届かない所は洗わない。届く範囲がお腹周辺だけでほぼ洗えておらず、介助不足と判断して「一部介助」を選択する。

ルール3 頻度で選んだ選択肢

特記事項には、場面ごとの介助の方法、各介助の頻度、最終的に選択した理由を明記したうえで、特記事項の番号左側に黒星★を記入してください。

(例) ★ (2-5) 日中5～6回、夜間2～3回の排尿がある。日中はトイレで排尿し、行為は全て自立している。夜間はトイレまで歩行が不安定なためポータブルトイレを使用している。行為は自立しているが、ポータブルトイレの処理は毎朝1回家族が行う。頻度により「介助されていない」を選択する。



エコ活動中！ペーパーレスにご協力お願いいたします！！

6月からは特記事項の用紙を同封しておりません。

必要な場合は高齢介護課認定給付係（0725-33-1131内線2189）にご連絡ください。